3-3 所得種類別課税状況

(1) 利子所得等の課税状況

	課	兑 分	非 課	税分	合	計
区 分	支払金額	源泉徴収税額	障害者等非課税・財形貯蓄非 課税分支払金額		支 払 金 額	源泉徴収税額
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
公債	6, 957, 400	1, 043, 610	90, 673	64, 792, 125	71, 840, 198	1, 043, 610
社	10, 312, 013	1, 546, 802	18, 542	3, 567, 829	13, 898, 384	1, 546, 802
銀行預金	64, 184, 913	9, 627, 737	1, 003, 119	5, 544, 293	70, 732, 325	9, 627, 737
預貯金 銀 行 以 外 の 金融機関の預金	41, 146, 726	6, 172, 009	1, 206, 324	8, 756, 577	51, 109, 627	6, 172, 009
勤務先預金	14, 519, 240	2, 177, 886	10, 995	-	14, 530, 235	2, 177, 886
合同運用信託の収益の分配	542, 440	81, 366	10, 558	6, 132	559, 130	81, 366
公社債投資信託の収益の分配等	1, 784, 706	267, 706	4, 114	16, 751	1, 805, 571	267, 706
小 計	139, 447, 438	20, 917, 116	2, 344, 325	82, 683, 707	224, 475, 470	20, 917, 116
定期積金の給付補てん金等	4, 577, 466	686, 620	-	178, 870	4, 756, 336	686, 620
匿名組合契約等に基づく利益の 分配、生命保険等の差益	4, 390, 954	864, 072	15, 827	-	4, 406, 781	864, 072
割 引 債 の 償 還 差 益	195, 638	35, 215	-	-	195, 638	35, 215
計	148, 611, 496	22, 503, 023	2, 360, 152	82, 862, 577	233, 834, 225	22, 503, 023

-調査対象等:平成24年2月から平成25年1月までに利子等の支払者から提出された「利子等の所得税徴収高計算書」等に基づいて作成した。

(2) 配当所得の課税状況

区分	一般課税分		非課税分	特例税率	特例税率適用分		計
	支払金額	源泉徴収税額	支払金額	支払金額	源泉徴収税額	支払金額	源泉徴収税額
剰余金の配当、利益の配当、 剰余金の分配、基金利息、 特定投資法人の投資口の配当等	千円 322, 160, 942	千円 62, 971, 337	千円 43, 712, 602	千円 62, 808, 812	千円 4,576,149	千円 428, 682, 356	
投資信託(公社債投資信託及び 公募公社債等運用投資信託を除 く。)及び特定受益証券発行信 託の収益の分配	I	-	6, 204, 777	4, 955, 979	372, 768	11, 160, 756	372, 768
源泉徵収選択口座内配当等	-	-	-	100, 185, 063	7, 012, 576	100, 185, 063	7, 012, 576
計	322, 160, 942	62, 971, 337	49, 917, 379	167, 949, 854	11, 961, 493	540, 028, 175	74, 932, 831

調査対象等: 平成24年2月から平成25年1月までに配当等の支払者から提出された「配当等の所得税徴収高計算書」及び「上場株式等の 源泉徴収選択口座内調整所得金額及び源泉徴収選択口座内配当等の所得税徴収高計算書」等に基づいて作成した。

(3) 特定口座内保管上場株式等の譲渡所得等の課税状況

区 分	源泉徴収選択口座内 調 整 所 得 金 額 等	源	泉	徴	収	税	額
源泉徴収選択口座内保管 上場株式等の譲渡所得等	千円 36, 113, 796				2	2, 527	手序 7,008

調査対象等: 平成24年2月から平成25年1月までに上場株式等の譲渡の対価の支払者から提出された 「上場株式等の源泉徴収選択口座内調整所得金額及び源泉徴収選択口座内配当等の所得税 徴収高計算書」等に基づいて作成した。

(4) 給与所得及び退職所得の課税状況

(1) // 10 3 //	有特及U.医概则特沙斯	KDUVVDU					
1	/\	官	宁 广	そ 0	り他	合	計
区	分	支払金額	源泉徴収税額	支払金額	源泉徴収税額	支払金額	源泉徴収税額
		千円	千円	千円	千円	千円	千円
	俸給・給料・賞与	3, 413, 818, 830	117, 651, 543	20, 348, 959, 260	675, 432, 457	23, 762, 778, 090	793, 084, 000
給 与 所 得	日雇労働者の賃金	7, 591, 512	260, 212	142, 797, 725	2, 631, 663	150, 389, 237	2, 891, 875
	計	3, 421, 410, 342	117, 911, 755	20, 491, 756, 985	678, 064, 120	23, 913, 167, 327	795, 975, 875
退職	所 得	343, 387, 355	4, 188, 589	388, 962, 042	13, 561, 568	732, 349, 397	17, 750, 157
災害減徴収猶	免 法 に よ り 予 し た も の	_	-	-	11, 246	-	11, 246

調査対象等: 給与等の支払者から平成25年4月30日までに提出された「法定調書合計表(給与所得の源泉徴収票、退職所得の源泉徴収票)」及び平成24年2月から平成25年1月までに提出された「給与所得・退職所得等の所得税徴収高計算書」等に基づいて作成した。

- 用語の説明:1 「官公庁」とは、政府機関、地方公共団体及びこれらの関係機関(所得税表別表第一の第一号に掲げる法人等のうち、公庫、事業団、国立大学法人等、国・地方公共団体が全額出資しているもの及び特定独立行政法人をいう。) を集計したものである。
 - 2 「法定調書」とは、所得税法の規定により税務署長に対して、その提出を義務付けられている書類をいい、原則として翌年1月31日までに提出することとなっている。法定調書の種類は多数にのぼっており、例えば①利子等の支払調書、②配当及び剰余金の分配の支払調書、③報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書、④給与所得の源泉徴収票、⑤非居住者に支払われる給与、給付及び役務の報酬の支払調書がある。
 - 3 「徴収猶予」とは、通常の法定納期限に徴収しないで、一定の期間徴収手続を猶予することをいう。したがって、一定の期間、納期限を延長する、いわゆる延納制度とは異なるものである。

(5)報酬・料金等所得の課税状況

	km・科金寺川侍の珠枕小花		
	区 分	支 払 金 額	源泉徴収税額
		千円	千円
	原稿料、作曲料、放送謝金、講演料等の報酬又は料金	31, 982, 992	3, 399, 849
	弁 護 士 、 税 理 士 等 の 報 酬 又 は 料 金	146, 947, 154	20, 419, 418
法	診 療 報 酬	127, 723	12, 641
第 2 0	職業野球の選手、騎手、外交員等の報酬又は料金	92, 948, 063	6, 691, 931
4 条	芸能等についての出演・演出等の報酬又は料金	6, 726, 209	722, 856
該当	バー、キャバレーのホステス等の報酬又は料金	19, 965, 401	1, 113, 567
	契 約 金 · 賞 金	3, 193, 947	246, 617
	小	301, 891, 489	32, 606, 879
法 第	203 条 の 2 該 当 (公 的 年 金 等)	94, 551, 406	733, 081
法 第	5 207 条 該 当 (生命保険契約等に基づく年金)	84, 539, 781	1, 200, 146
法 第	5 174 条 該 当 (馬主に支払われる競馬の賞金等)	295, 230	11, 018
	計	481, 277, 906	34, 551, 124
55.	害減免法により徴収猶予したもの	-	3

調査対象等: 報酬・料金等の支払者から、平成25年4月30日までに提出された「法定調書の合計表(報酬・料金・契約金及び賞金の支払調書)」及び平成24年2月から平成25年1月までに提出された「報酬・料金等の所得税徴収高計算書」等に基づいて作成した。

(6) 非居住者等所得の課税状況

				区		分					支 払 金 額	源泉徵収税額
公	社	債	•	預	貯	金	Ø	利	子	等	千円 175, 443	千円 15, 241
(:		記当、利 投資信 定 受		公募		等運			を除く	。)	12, 169, 554	937, 452
匿	名 糸	祖 合	契 糸	j K	基	づ	く利	益	の分	配	2, 100	365
給		与		•		賞		与		等	9, 366, 356	902, 510
退		職			手			当		等	176, 406	29, 717
人		的	役		務		Ø	幸	B	酬	160, 985	31, 848
工 又	業所を	有権 そ そ	の 他 の	の 接 譲	術 に 渡	関 す に	- る 権 よ	利 等	の使が対	用料価	6, 105, 029	656, 260
著	作権	の使	用料	・又	はそ	Ø	譲渡	によ	る タ	寸 価	803, 236	84, 945
貸		付		金		Ø		利		子	11, 596, 586	1, 196, 978
不船	動 産 、	採石の	権 の 貸	章 付 、 作	. 租 釛 计	広権	の 設 5 よ	定又はる	航空	機 、 得	1, 325, 622	237, 320
機		械	等		Ø		使	月	1	料	-	-
土	地	等	Ø	譲	渡	に	ょ	る	対	価	4, 989, 010	498, 837
人	的	役	務	提	供	事	業	の	対	価	13, 888, 344	1, 749, 913
生	命	保 険	契	約	等	に	基	づく	年	金	15, 194	1, 548
賞										金	5, 810	962
				合		計					60, 779, 675	6, 343, 896

調査対象等: 平成24年2月から平成25年1月までに非居住者等の給与等の支払者から提出された「非居住者・外国法人の所得についての所得税徴収高計算書」等に基づいて作成した。